

20200420 貿局第2号
輸出注意事項2020第15号
経済産業省貿易経済協力局

大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について（平成24年4月2日付け平成24・03・23貿局第1号・輸出注意事項24第24号）の一部を改正する通達を次のとおり制定する。

令和2年5月8日

経済産業省貿易経済協力局長 保坂 伸

大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等についての一部改正について

大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について（平成24年4月2日付け平成24・03・23貿局第1号・輸出注意事項24第24号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この通達は、公布の日から施行する。

大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等についての一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について（平成24年4月2日付け平成24・03・23貿局第1号・輸出注意事項24第24号）

改正後		現 行	
大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について		大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について	
記		記	
1. 輸出者が確認すべき事項		1. 輸出者が確認すべき事項	
(1)・(2) (略)		(1)・(2) (略)	
(3) 核兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例及び通常兵器の開発、製造若しくは使用に用いられるおそれの強い貨物例		(3) 核兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例及び通常兵器の開発、製造若しくは使用に用いられるおそれの強い貨物例	
1) 核兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例		1) 核兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例	
下記に掲載する貨物は、国際輸出管理レジームの合意に基づき定めた規制リスト品目に該当しないもののうち核兵器等の開発等に用いられるおそれが特に強い貨物の例である。したがって、これらの貨物を輸出又はこれらの貨物に関する技術を提供する際には、懸念相手先等における核兵器等の開発等を助長することがないように、輸出者等において(4)及び(5)の用途・需要者の確認を特に慎重に行うこと。該当しない場合であっても、(4)及び(5)の確認を行うこと。		下記に掲載する貨物は、国際輸出管理レジームの合意に基づき定めた規制リスト品目に該当しないもののうち核兵器等の開発等に用いられるおそれが特に強い貨物の例である。したがって、これらの貨物を輸出又はこれらの貨物に関する技術を提供する際には、懸念相手先等における核兵器等の開発等を助長することがないように、輸出者等において(4)及び(5)の用途・需要者の確認を特に慎重に行うこと。該当しない場合であっても、(4)及び(5)の確認を行うこと。	
品 目	懸念される用途	品 目	懸念される用途
1. ～40. (略)	(略)	1. ～40. (略)	(略)
<u>41. N-(1-フェニル-4-ヒ°ペリジル)°ロヒ°オンニト°</u>	化学兵器	(新設)	(新設)

<p>(別名フェンタニル) (437-38-7)、N-[1-[2-(4-エチル-5-オキソ-2-テトラゾリン-1-イル)エチル]-4-(メトキシメチル)-4-ヒ°ペ°リジ°ル]フ°ロ°ヒ°オンア°ニ°リト° (別名アルフェンタニル) (71195-58-9)、メチル=1-フェネチル-4-(N-フェニル°フ°ロ°ヒ°オンア°ミト°)ヒ°ペ°リジ°ン-4-カルボ°キシラ°ト (別名カルフェンタニル) (59708-52-0)、1-(2-メトキシカルボ°ニルエチル)-4-(フェニル°フ°ロ°ヒ°オンア°ミノ)ヒ°ペ°リジ°ン-4-カルボ°ン酸メチルエステル (別名レミフェンタニル) (132875-61-7)、N-[4-(メトキシメチル)-1-[2-(2-チエニル)エチル]-4-ヒ°ペ°リジ°ル]フ°ロ°ヒ°オンア°ニ°リト° (別名スフェンタニル) (56030-54-7)</p>	
--	--

なお、シリアを仕向地とする場合は、上記の確認に加え、下記の貨物を輸出する際には、上記と同様に懸念相手先等における核兵器等の開発等を助長することがないように、輸出者等において（４）及び（５）の用途・需要者の確認も特に慎重に行うこと。

品 目	懸念される用途
1. ～20. (略)	(略)
21. 水銀(7439-97-6)、塩化バリウム(10361-37-2)、硫酸(90%以上の重量濃度)(7664-93-9)、3,3-dimethyl-1-butene(558-37-2)、2,2-ジメチルプロパナール(630-19-3)、2,2-dimethylpropylchloride(753-89-9)、2-メチルブテン(26760-64-5)、2-chloro-3-methylbutane(631-65-2)、ピナコ	化学兵器

--	--

なお、シリアを仕向地とする場合は、上記の確認に加え、下記の貨物を輸出する際には、上記と同様に懸念相手先等における核兵器等の開発等を助長することがないように、輸出者等において（４）及び（５）の用途・需要者の確認も特に慎重に行うこと。

品 目	懸念される用途
1. ～20. (略)	(略)
21. 水銀(7439-97-6)、塩化バリウム(10361-37-2)、硫酸(90%以上の重量濃度)(7664-93-9)、3,3-dimethyl-1-butene(558-37-2)、2,2-ジメチルプロパナール(630-19-3)、2,2-dimethylpropylchloride(753-89-9)、2-メチルブテン(26760-64-5)、2-chloro-3-methylbutane(631-65-2)、ピコナ	化学兵器

<p>ール(76-09-5)、2-メチル-2-ブテン(513-35-9)、ブチルリチウム(109-72-8)、ブromo(メチル)マグネシウム(75-16-1)、ホルムアルデヒド(50-00-0)、2,2'-イミノジエタノール(111-42-2)、炭酸ジメチル(616-38-6)、N-メチルジエタノールアミン(105-59-9)、Methyldiethanolamine hydrochloride(54060-15-0)、メタノール(67-56-1)、エタノール(64-17-5)、1-ブタノール(71-36-3)、2-ブタノール(78-92-2)、イソブタノール(78-83-1)、2-メチルプロパン-2-オール(75-65-0)、シクロヘキサノール(108-93-0)、ジエチルアンモニウム=クロリド(660-68-4)、ジイソプロピルアミン-塩酸塩(819-79-4)、キヌクリジン-3-オン塩酸塩(1193-65-3)、3-Quinuclidinol hydrochloride(6238-13-7)、(R)-3-Quinuclidinol hydrochloride(42437-96-7)、N,N-Diethylaminoethanol hydrochloride(14426-20-1)、2-ジイソプロピルアミノエタノール塩酸塩(63051-68-3)</p>		<p>ール(76-09-5)、2-メチル-2-ブテン(513-35-9)、ブチルリチウム(109-72-8)、ブromo(メチル)マグネシウム(75-16-1)、ホルムアルデヒド(50-00-0)、2,2'-イミノジエタノール(111-42-2)、炭酸ジメチル(616-38-6)、N-メチルジエタノールアミン(105-59-9)、Methyldiethanolamine hydrochloride(54060-15-0)、メタノール(67-56-1)、エタノール(64-17-5)、1-ブタノール(71-36-3)、2-ブタノール(78-92-2)、イソブタノール(78-83-1)、2-メチルプロパン-2-オール(75-65-0)、シクロヘキサノール(108-93-0)、ジエチルアンモニウム=クロリド(660-68-4)、ジイソプロピルアミン-塩酸塩(819-79-4)、キヌクリジン-3-オン塩酸塩(1193-65-3)、3-Quinuclidinol hydrochloride(6238-13-7)、(R)-3-Quinuclidinol hydrochloride(42437-96-7)、N,N-Diethylaminoethanol hydrochloride(14426-20-1)、2-ジイソプロピルアミノエタノール塩酸塩(63051-68-3)</p>	
<p>2) (略) 4) (略)</p>		<p>2) (略) 4) (略)</p>	

(5) 需要者の確認

注2) 上記の「知ったとき」とは、当該貨物の需要者又は当該技術を利用する者が外国ユーザーリスト（20200415貿局第3号）に掲載されている場合を含む

(6) 輸出者等が「明らかなき」を判断するためのガイドライン

①～⑩ (略)

[外国ユーザーリスト掲載企業・組織]

⑪ 外国ユーザーリスト（20200415貿局第3号）に掲載されている企業・組織向けの取引については、リストに掲載されている当該需要者の関与が懸念されている大量破壊兵器の種別（核兵器、生物兵器、化学兵器、ミサイル）と、輸出する貨物等の懸念される用途の種別（1. の（3）に掲げる核兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例等を参考に、輸出しようとする貨物等の特性から判断すること。）が一致しないこと。

⑫ (略)

2. ～6. (略)

様式1～様式3 (略)

別記1・別記2 (略)

(5) 需要者の確認

注2) 上記の「知ったとき」とは、当該貨物の需要者又は当該技術を利用する者が外国ユーザーリスト（20190402貿局第2号）に掲載されている場合を含む

(6) 輸出者等が「明らかなき」を判断するためのガイドライン

①～⑩ (略)

[外国ユーザーリスト掲載企業・組織]

⑪ 外国ユーザーリスト（20190402貿局第2号）に掲載されている企業・組織向けの取引については、リストに掲載されている当該需要者の関与が懸念されている大量破壊兵器の種別（核兵器、生物兵器、化学兵器、ミサイル）と、輸出する貨物等の懸念される用途の種別（1. の（3）に掲げる核兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例等を参考に、輸出しようとする貨物等の特性から判断すること。）が一致しないこと。

⑫ (略)

2. ～6. (略)

様式1～様式3 (略)

別記1・別記2 (略)